

I C T機器を活用した高齢者見守り事業プロポーザルに係る質問の回答について

No.	資料名	項目	質問事項	回答
1	仕様書	4(4)③	異常通報受信時における「救急車の出動を要すると判断される状況」の確認・判断は、誰が、どのような手順・基準で実施する想定でしょうか。	事業者が利用者宅への電話等による確認をした際に応答があり、体調不良等で動けないなど緊急性が高いと思われる場合には、事業者の判断のもと救急要請を行っていただくことを想定しています。より有益な方法があればご提案ください。
2	仕様書	4(4)③	利用者が電話等による連絡に応答しない場合、「コールに出なかったことを受けて救急要請を行う」ことは「安否が不明でなおかつ緊急性を否定できない」として許容されるのか、もしくは追加で実施すべき確認作業等があるのか、想定される対応方法はありますか。	異常通報受信時に利用者に架電し、コールに出なかったことを受けて直ちに救急要請をしていただくことは想定しておりません。
3	仕様書	4(4)	「I C T見守り機器による安否確認の実施」とあるが、使用機器が安否を確認できる精度ではなく、あくまで日常生活時における異常を検知して、あらかじめ登録した通知先に知らせる機能を有する程度でも対象となるか？	対象となります。
4	募集要領	2(4)	「利用者負担額は提案事業者が毎月徴収するものとする。」とあるが、この対応ができない場合、応募を受け付けていただけないか？	受付は可能ですが、区で現在実施している民間緊急通報システム「マモルくん」と同様、毎月の利用者負担額の徴収は事業者にしていただくことを必須としています。
5	募集要領	5(3)	・提案内容に「類似事業の他自治体導入実績（自治体毎の受託期間・利用台数）」とあるが、各自治体に確認または許可を得る必要があるため、全ての自治体の実績でなく一部でも構わないか？	可能な限り、多くの自治体の実績を記載していただくようお願いします。 一部の自治体の実績でも構いませんが、許可が得られない場合などは、例えば、自治体名のみ実名

				で記載して、受託期間や利用台数はA区（市）と匿名にして記載していただいても構いません。
6	仕様書	5(4)	・料金の支払いについて「各利用世帯について業務開始月は請求の対象としない」とあるが、その理由は何か？（実質の値引きに相当）	月額利用料の日割り対応は困難と考えています。そのため、業務開始月は請求の対象とせず、業務終了月は1日間のみ利用でも請求の対象とすることを想定していますが、より有益な方法があればご提案ください。